

船舶事故調査報告書

平成22年12月16日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成22年7月13日 02時42分ごろ
発生場所	岡山県笠岡市コゴチ島南岸付近の浅所（白石瀬戸） 沖ノ白石灯台から真方位033° 400m付近 （概位 北緯34° 25.2′ 東経133° 31.0′）
事故調査の経過	平成22年8月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	引船 第十一 ^{とし} 利丸、100.18トン 114796、和佐興業株式会社 29.30m×6.20m×3.10m、鋼 ディーゼル機関、1,176kW、昭和47年9月20日
乗組員等に関する情報	航海士A 男性 60歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和56年10月23日 免状交付年月日 平成22年8月5日 免状有効期間満了日 平成28年3月19日
死傷者等	なし
損傷	船底に凹損、プロペラ翼の先端に欠損
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、空船で、船首約2.00m、船尾約3.80mの喫水をもって、広島県福山港沖を白石瀬戸に向けて航行中、雨が強くなって視界が悪くなった。</p> <p>単独で船橋当直中の航海士Aは、レーダーを1.5海里レンジとして、針路約060°（真方位、以下同じ。）とし、対地速力約10ノットで自動操舵により白石瀬戸に向かった。</p> <p>航海士Aは、白石瀬戸を何度も航行したことがあり、視界が悪くなったものの、左舷側の^{ひゃっけんぞわい}百間礁灯標の緑光や右舷船首方の沖ノ白石灯台の白光が見えていたので、目視による見張りだけでも船位を確認することができると思い、百間礁灯標を左舷正横800m付近に見るようになったころ、手動操舵に切り替え、コゴチ島と沖ノ白石灯台との間に向く針路約076°とし、沖ノ白石灯台の灯光を右舷船首方に見て航行した。</p> <p>航海士Aは、ふだん白石瀬戸を東進する場合には、‘GPSプロッターに表示されていた予定針路線’（以下「本件予定針路線」という。）上を航行し、コゴチ島の南約200mのところを東進していた。</p> <p>しかし、航海士Aは、レーダーやGPSプロッターにより船位を確認し</p>

	<p>ていなかったため、本船が本件予定針路線の北側を航行しており、コゴチ島南岸付近の浅所に向かって航行していることに気付かずに航行した。</p> <p>本船は、平成22年7月13日02時42分ごろ、コゴチ島南岸付近の浅所に乗り揚げた。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 雨、風向 東、風力 2、視程 約1,000m</p> <p>海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期、潮流 東流</p>								
その他の事項	<p>本船は、関門港を出港し、広島県三原瀬戸及び白石瀬戸を經由して阪神港に向かって航行していた。</p> <p>船長は、GPSプロッターに本件予定針路線を入力しており、航海士Aは、ふだん白石瀬戸を東進する場合には、同針路線を航行し、コゴチ島と沖ノ白石灯台との間（約400m）の中間付近を航行していた。また、コゴチ島には、陸上灯火がなかった。</p> <p>船長は、船橋当直者に対し、視界が悪いときや操船に自信が持てないときには、いつでも報告するように指示していた。</p>								
分析	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>本船は、白石瀬戸を東進中、航海士Aが、白石瀬戸を何度も航行したことがあったので、目視による見張りだけでも船位を確認することができるものと思われ、レーダーやGPSプロッターを活用して船位の確認を行っていなかったことから、コゴチ島南岸付近の浅所に向かって航行していることに気付かずに航行し、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>本船は、白石瀬戸を東進中、航海士Aが、白石瀬戸を何度も航行したことがあったので、目視による見張りだけでも船位を確認することができるものと思われ、レーダーやGPSプロッターを活用して船位の確認を行っていなかったことから、コゴチ島南岸付近の浅所に向かって航行していることに気付かずに航行し、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>本船は、白石瀬戸を東進中、航海士Aが、白石瀬戸を何度も航行したことがあったので、目視による見張りだけでも船位を確認することができるものと思われ、レーダーやGPSプロッターを活用して船位の確認を行っていなかったことから、コゴチ島南岸付近の浅所に向かって航行していることに気付かずに航行し、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、白石瀬戸を東進中、航海士Aが、レーダーやGPSプロッターを活用して船位の確認を行っていなかったため、コゴチ島南岸付近の浅所に向かって航行していることに気付かずに航行し、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>								